

安心して

暮らせる

地域づくりを

目指して

岩見沢市障がい福祉計画

住みなれた地域で、社会と関わり

を持ちながら、安心して暮らしたいという思いは、誰もが持っています。

昨年4月から、「障がい者が地域で暮らせる社会に」、「自立と共生の社会を実現」の二つを基本的な目標とした障害者自立支援法が施行されました。

市は、障がいのある人が地域の中で自立し、生きがいを持ちながら、安心してその人らしい生活を送ることができる共生社会の実現を目指し、平成17年3月に岩見沢市障がい者福祉計画をつくり、いろいろな取り組みを進めてきました。

そして、この岩見沢市障がい者福祉計画の理念を基に、障がいのある人もない人も、ともに支えあい、当たり前前に暮らせる地域社会をつくるための取り組みをより具体的に進めるため、障がい者の地域生活への移行や自立に関する目標値、サービスを提供するための基本的な考え方や、確保すべきサービス量などを盛り込んだ、岩見沢市障がい福祉計画

をつくりました。

この計画をつくるために

市は、この計画の策定にあたり、市民の皆さんの意見や提案を取り入れ、地域全体で連携・協働した計画にするため、昨年10月に公募による市民をはじめとして、障がい者団体の代表、福祉や教育、雇用などの関係団体の代表、有識者の16人から成る岩見沢市障がい福祉計画策定委員会を設けました。

このように市民で構成された策定委員会は、障がいのある当事者との懇談会などを通じて寄せられた多くのご意見やご提案を基に、今年3月に岩見沢市障がい福祉計画の案を、市に報告しました。

そして、この計画案を基に、策定したのが、岩見沢市障がい福祉計画です。

この計画は、平成23年度を目標年度とし、平成18年度から平成20年度までを第1期、平成21年度から平成

岩見沢市障がい者福祉計画

平成17年3月に策定した障がい者施策に関する基本計画

岩見沢市障がい福祉計画

平成19年3月に策定した障がい者の生活を支援するための具体的な計画

23年度までを第2期としています。
 今回策定したのは、第1期の計画期間で、この期間が終わるまでに、目標値の達成状況などを調査し、計画の見直しなどを行います。そして、それを第2期計画の策定に反映させていきます。

計画の目指す方向

障がい福祉計画は、次の考えに基づいて、平成23年度に向けての目標を掲げ、障がいのある人もない人も、ともに支えあい、誰もが自分らしく安心して暮らせるまちづくりを、市民の皆さんとともに進めていくことを目指します。

▼障がいの自己決定と自己選択の尊重
 ノーマライゼーションの考えのもと、障がいの種別や程度を問わず、障がい者が自ら暮らす場所を選択し、障害福祉サービスや、その他の支援を受けながら、自立と社会参加を図っていくことを基本とします。

ノーマライゼーション
 障がいの有無に関わらず、すべての人が同じように生活し、活動することが、本来あるべき社会の姿であるという考え方。

▼総合的なサービス提供体制の推進
 障害者自立支援法により一元化さ

れた、身体・知的障がい者と精神障がい者に対する福祉サービスなどの提供体制の充実を図ります。

▼新しいサービス提供体制の整備
 障がい者が地域で自立した生活ができるよう、地域生活への移行や就労支援といった、新たな課題に対し、利用者の立場に立った障害福祉サービスなどの提供体制の整備に努めます。

サービス提供体制の確保

サービスの提供体制を確保するために、北海道やサービス提供事業者などの関係機関と連携し、取り組みを進めていきます。

▼在宅で利用する訪問系サービス
 障がい者が地域で暮らしていくため、障がいの種別や程度によることなく、一人ひとりの状況に対応できるようにサービスの充実に努めます。
 ▼施設などで日中に利用する日中活動系サービス

今後のニーズの変化に対応したサービスが受けられるように、各事業者と連携しながら、充実に努めます。
 ▼住まいの場に関する居住系サービスと地域移行

施設入所が必要な方への施設入所

岩見沢市障がい福祉計画の目指す方向

障がい者福祉計画の基本理念

地域の中で自立し、生きがいを持ちながら、安心してその人らしい生活を送ることができる共生社会の実現

障がい福祉計画の目指す方向

障がいの自己決定と自己選択の尊重

総合的なサービス提供体制の推進

新しいサービスの提供体制の整備

サービス提供体制確保の基本的考え

- 訪問系サービスを障がいの区別なく充実
- 日中活動系サービスを充実
- 居住の場の確保と地域生活への移行を推進
- 福祉施設から一般就労を促進

相談支援体制の充実

目標

- 希望する福祉施設入所者が地域生活へ移行することを目指す
- 受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者の地域移行を進める
- 就労支援体制の充実を図り、福祉施設から一般就労への移行を進める

サービスを提供するとともに、地域での生活を希望する方を応援するためのサービスの充実に努めます。

▼福祉施設からの一般就労
就労移行支援などのサービスを推進し、福祉施設からの一般就労を促進します。

平成23年度に向けた目標値

障害者自立支援法の目標や岩見沢市障がい者福祉計画の基本的な考えである共生社会の実現、障がい福祉計画が目指す方向の実現のために、目標値を決めました。

▼福祉施設入所者の地域移行

自分らしい生き方を求めて地域生活を希望する人を応援し、その人らしい暮らしを支える仕組みの充実に努めることにより、知的・身体障害者施設の入所者数が、平成17年度の253人から218人になることを目指します。

▼退院可能な精神障がい者の地域移行

地域で生活するための支援体制などが不十分なため、やむを得ず入院を継続せざるを得ない、いわゆる社会的入院の状態にある精神障がい者は、平成17年度で37人とされていますが、支援体制の充実と地域の理解の促進を図り、社会的入院の解消を

目指します。

▼福祉施設から一般就労へ

障害者支援施設から一般就労に移行する人の数が、平成17年度実績の5人を下回ることはないように努めます。

具体的な取り組み

障害者自立支援法は、利用者の生活を日中活動の場と居住の場に分け、そこで受けられるサービスを介護給付と訓練等給付に、それぞれに独立したサービスとして定めており、利用者は自分の希望や状況に合わせて、サービスを組み合わせることで利用できるようになりました。

また、地域の実情に応じ、市町村が主体となって実施する地域生活支援事業が新しくできました。

障がい福祉計画の目指す方向に向け関係機関と連携を図りながら、サービスを効果的に提供する仕組みづくりを進めるとともに、地域の理解を深めるための取り組みを進めていきます。

▼地域生活を支えるための取り組み
共生社会の実現という考えのもとでの地域移行とは、単に施設や医療機関から出ることではなく、地域の一員として社会に参加することで

す。地域移行の推進にあたっては、北海道や関係機関なども連携し、その人の意志に基づき、その人が最もその人らしく暮らせる地域へ移行することを基本に、地域での生活を推進します。

相談支援体制の確保

情報提供体制の充実
障がい者を支えるためのネットワークの充実

相談支援体制の充実と質の向上
サービスなどを自ら決定することが困難な人の権利を守る

ホームヘルプ、療養介護などの介護給付の充実と確保

訪問系サービス、日中活動系サービスの充実と確保

サービスの質の向上

地域生活支援事業の実施

コミュニケーション支援事業や移動支援事業などの実施

居住の場の確保

グループホームなどのサービスを含めた居住の確保

ユニバーサルデザインの普及と啓発

ユニバーサルデザイン
障がいの有無や年齢に関係なく、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。

地域の理解を深めるための取り組み

地域全体で、ともに支え合う仕組みづくりのための啓発活動の推進
障がいのある人となない人が、自然に交流できる機会の拡大

▼自立を支援するための取り組み

障がいがあっても、日常的な動作などの能力を高めたり、物理的な支障を排除したりすることにより、自立した生活を送ることができるよう性は飛躍的に高まります。

また、就労は、障がいの有無に関わらず、自立のための重要な要素の一つです。

自立生活に必要な能力を高めるための訓練を推進するとともに、物理的な環境を整えることを支援することにより、障がい者の自立を促進します。

就労支援

事業主などに対する、障がい者雇用の啓発

障がい者自身の就労意欲の向上を図るための取り組み

就労に関する相談や情報提供の場の充実

訓練等給付の利用促進

自立した生活に必要な能力を高めるため、機能訓練や生活訓練などの利用の促進

市の地域生活支援事業

相談支援事業	障がい者やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等を行う
コミュニケーション支援事業	意思の疎通に支障がある聴覚障がい者の方が、社会生活のために必要な手続きを行うときや緊急の対応が必要な場合に、消防や警察などと連携し手話通訳者を派遣する。 また、点訳や音訳などの活動を行うボランティア団体の活動を促進する
日常生活用具給付事業	障がいの特性や家庭環境に対応した、日常生活や社会参加を容易にするための用具を給付する
移動支援事業	地域で生活する障がい者が、普通に外出し社会に参加することができるように、外出の支援をする
地域活動支援センター	創作的活動、または、生産活動の提供、仲間同士や社会との交流の促進等を図る
日中一時支援事業	普段、一緒に暮らしている方が急病などの際や、日中に活動している場所が利用できない場合などに、一時的に活動場所を提供する
自動車運転技術取得費補助	障がい者の自立と社会参加を促進するため、身体障がい者の自動車運転免許の取得を支援する
自動車改造費補助	障がい者の自立と社会参加を促進するため、身体障がいの特性に応じた自動車の改造を支援する

サービスを利用する時の手続きは、サービスにより異なります。また、障害程度区分などにより、利用できないサービスがありますので、市福祉課までご相談ください。

就労の能力を高めるため、就労移行支援事業の利用の促進
・一般就労が、難しい人の就労意欲に答えるための多様な福祉的就労の場の確保
地域生活支援事業の実施
・日常生活用具給付事業や自動車改造費補助、地域活動センター事業などの実施

地域社会の構造の変化や障害者自立支援法の施行などにより、障がい者を取り巻く環境は、大きく形を変えようとしています。

また、今後、高齢化などにより、障がい者の数は、高齢者層を中心に増加し、障がいの内容も重度化していくことが予想されます。

こうした中、これまで以上に、障がいのある人もない人も、すべての人がともに支えあい、安心して暮らせる地域社会へ向けた取り組みを継続していくために、障がい福祉計画をつくりました。

この計画が目指す方向や目標の実現に向けて、市は、きめ細かく相談に応じられる体制づくりやサービス提供体制の確保などに取り組んでいます。

こうした取り組みが、地域社会の活性化にもつながり、一層充実した

点字広報・音声広報をご存知ですか

岩見沢市点字赤十字奉仕団のご協力により、点字広報を配布しています。配布を希望する方は、市福祉課まで連絡してください。

また、録音テープによる声の広報も、朗読ボランティアさつきの会のご協力により、作成しています。視力障害者福祉センター（7西5 ☎ 22局 0900）に置いてありますので、ご活用ください。

問合せ先 市福祉課福祉係

問合せ先 市福祉課福祉係

「人にやさしい温かい街」となるよう、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。